

長崎みなとメディカルセンター 市民病院産業廃棄物、特別管理産業廃棄物  
処理業務委託仕様書

1. 委託業務名 長崎みなとメディカルセンター 市民病院産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務

2. 履行期間 平成28年5月1日から平成30年3月31日まで

3. 委託対象事業場 長崎みなとメディカルセンター 市民病院  
(長崎市新地町6番39号)

4. 委託業務内容

(1) 受託者(以下「乙」という。)は、長崎みなとメディカルセンター 市民病院(以下「甲」という。)から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集・運搬を行い、乙が収集運搬した産業廃棄物は処分業者との提携にて中間処理を行った後、最終処分するか、またはリサイクルすること。

(2) 本業務における廃棄物の種類及び収集容器、予定数量は次の通りとする。

区分	種類	収集容器	予定数量 (H28.5.1～ H29.3.31)	予定数量 (H29.4.1～ H30.3.31)	予定数量 合計
特別管理 産業廃棄物	感染性廃棄物	感染性廃棄物用プラスチック容器 (10 <sup>リットル</sup> 、20 <sup>リットル</sup> 、50 <sup>リットル</sup> )	56,485 kg	61,620 kg	118,105 kg
	キシレン (引火性廃油)	缶 (18 <sup>リットル</sup> )	11 缶	12 缶	23 缶
特別管理 産業廃棄物 以外の産業廃 棄物	廃プラスチック類 (有機物の付着あり)	袋 (50 <sup>リットル</sup> ) 赤	91,300 kg	99,600 kg	190,900 kg
	ガラスくず及び 陶磁器くず	袋 (50 <sup>リットル</sup> ) 緑	3,713 kg	4,155 kg	7,868 kg
	金属くず (有機物の付着あり)	袋 (50 <sup>リットル</sup> ) 紫	1,086 kg	1,185 kg	2,271 kg
	ホルマリン (廃酸)	ポリタンク (25 <sup>リットル</sup> )	22 缶	24 缶	46 缶

(3) 甲より乙への廃棄物の引き渡しにおいては、乙は廃棄物の重量を計測のうえ(キシレン、ホルマリンを除く)、所定の用紙(別紙1)に必要事項を記入し、甲職員の確認を受けたのち産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という)を発行し、引き継ぐものとする。

(4) マニフェストは契約金額に含むものとし、乙が用意するものとする。

(5) 「特別管理産業廃棄物」収集容器の調達は契約に含まないものとする。ただし、容器のハザードマーク及び「特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物」のビニール袋(厚さ0.05mm以上)は契約金額に含むものとし、乙が用意するものとする。

- (6) 収集容器の重量は排出数量に含むものとする（ホルマリン、キシレンを除く）。なお、甲の使用する「感染性廃棄物」収集容器の仕様は以下の通りとする。

種別	仕様	単体重量（参考値）
10 <sup>リットル</sup> 容器	10 <sup>リットル</sup> ポリタンク 蓋付	700 <sup>グラム</sup>
20 <sup>リットル</sup> 容器	三甲(株) K#20 蓋付 ホリ付	800 <sup>グラム</sup>
50 <sup>リットル</sup> 容器	三甲(株) K#50 蓋付 ホリ付	1770 <sup>グラム</sup>

- (7) ホルマリンの入ったポリタンク容器は再利用するため甲へ返却、又は同等のポリタンク容器を返却すること。
- (8) 収集頻度については、週6日（日曜日を除く）収集運搬すること。
- (9) 集積場所からの運搬積み込み作業は、全て乙が行うものとする。
- (10) 感染性廃棄物については、性質上事業場内の地下1階駐車場に駐車し、前進にて進入・進出できる車輛を用いて収集作業を行い、保冷車にて収集運搬すること。
- (11) 感染性廃棄物又は非感染性廃棄物については、収集した日より2日以内に中間処理場へ搬入すること。なお、積替えを行う際は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条の5第1項ロの規定を遵守すること。
- (12) 処分業務の完了後は、マニフェストに必要事項を記入し、甲へすみやかに提出すること。
- (13) 1ヶ月毎の業務終了後、業務実績報告書を提出すること。また、収集運搬・処分費用の請求においては、収集運搬より最終処分の過程において乙と異なる者が業務を行う場合においても、乙が一括して請求を行うこと。

## 5. 義務と責任

### (1) 法の遵守

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

### (2) 適正処理に必要な情報の提供

(イ) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供しなければならない。

- 産業廃棄物の発生工程
- 産業廃棄物の性状及び荷姿
- 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- 混合等により生ずる支障
- 次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項  
[廃パーソナルコンピューター、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機]
- 石綿含有産業廃棄物に関する事項
- その他取扱いの注意事項

(ロ) 甲は、上記の内容以外にも、乙の要求に応じて、適正処理に必要な情報を、乙に提供する。乙は□全国産業廃棄物連合会（以下「連合会」という。）の「廃棄物処理委託仕様書」と「廃棄物性・安全データシート」（連合会の「産業廃棄物処理受託の手引」を参照）の項目の内容等を参考に適正処理に必要な情報を甲に対して、要求することができる。

(ハ) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

(ニ) 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： なし

提示する時期又は回数： なし

### (3) 甲乙の責任範囲

(イ) 乙の責任範囲は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。

(ロ) 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

(ハ) 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。

(ニ) 甲は、甲の責任範囲の中において乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

### (4) 委託業務終了報告

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、マニフェストB2票の写しで、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。